

議案第 4 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成26年2月12日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

条例案の概要の説明

教育庁教育支援課

1 件名

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）が改正され、平成26年4月1日から公立高等学校に係る授業料の不徴収制度が廃止されるとともに、公立高等学校の生徒についても高等学校等就学支援金の支給の対象とすることとなった。
- (2) (1)に伴い、沖縄県立高等学校において授業料及び受講料を徴収する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立高等学校において授業料及び受講料を徴収するため、規定を整備する。（第2条関係）
- (2) 転学及び転籍の場合の授業料及び入学科について、規定を整備する。（第4条関係）
- (3) この条例は、平成26年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定める。（附則）

4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条及び第228条第1項
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第6条

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済み

沖繩県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖繩県条例第41号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>（高等学校授業料等及び中学校入学検査料等の額）</p> <p>第2条 高等学校授業料等の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（削る。）</p> <p>2 中学校入学検査料等の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（転学及び転籍の場合の授業料及び入学料）</p> <p>第4条 沖繩県立高等学校相互間において転学又は転籍した場合は、重複して徴収しない。</p> <p>2 前条第2項又は第3項の規定により授業料を前納している者が、<u>沖繩県立高等学校相互間</u>において転学又は転籍した場合は、当該納付済みの授業料は、転学又は転籍先の学校において納付すべき授業料に充当されたものとみなす。</p> <p>3 沖繩県立高等学校相互間において転学又は転籍した者については、転学又は転籍先の学校の入学料は、徴収しない。</p> <p>第6条 （略）</p>	<p>（高等学校授業料等及び中学校入学検査料等の額）</p> <p>第2条 高等学校授業料等の額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項に規定する高等学校授業料等の額のうち授業料（専攻科の授業料を除く。）及び受講料の額にあつては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び<u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項ただし書に定める場合として規則で定める場合に限り徴収する。</u></p> <p>3 中学校入学検査料等の額は、別表第2のとおりとする。</p> <p>（転学及び転籍の場合の授業料及び入学料）</p> <p>第4条 転学又は転籍した場合は、授業料は、重複して徴収しない。</p> <p>2 前条第2項又は第3項の規定により授業料を前納している者が、<u>転学又は転籍した場合は、当該納付済みの授業料は、転学又は転籍先の学校において納付すべき授業料に充当されたものとみなす。</u></p> <p>3 転学又は転籍した者については、転学又は転籍先の学校の入学料は、徴収しない。</p> <p>（高等学校授業料等の減免等）</p> <p>第6条 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより特別の理由があると認めるときは、高等学校授業料等を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。</p>

高等学校等就学支援金について

あなたの意志や希望を応援します！

平成26年4月から「高等学校等就学支援金」制度が変わります。

- 新制度では、国公立問わず、高校等の授業料の支援として「市町村民税所得割額」が30万4200円（年収910万円程度）未満の世帯（※1）に「就学支援金」が支給されます。

「就学支援金」を受け取るには、課税証明書（市町村民税所得割額が記載されたもの）と申請書をご提出いただくことが必要です。

なお、国公立問わず「市町村民税所得割額」が30万4200円以上の世帯では授業料をご負担いただくこととなります。

就学支援金の支給限度額は全日制は月額9,900円【公立の定時制高校は月額2,700円、通信制高校は月額520円、私立の定時制・通信制高校は月額9,900円】です。
 単位制の場合は支給額が異なります。

- 「市町村民税所得割額」が以下に該当する私立高校生等の世帯の方には、就学支援金の加算があります。

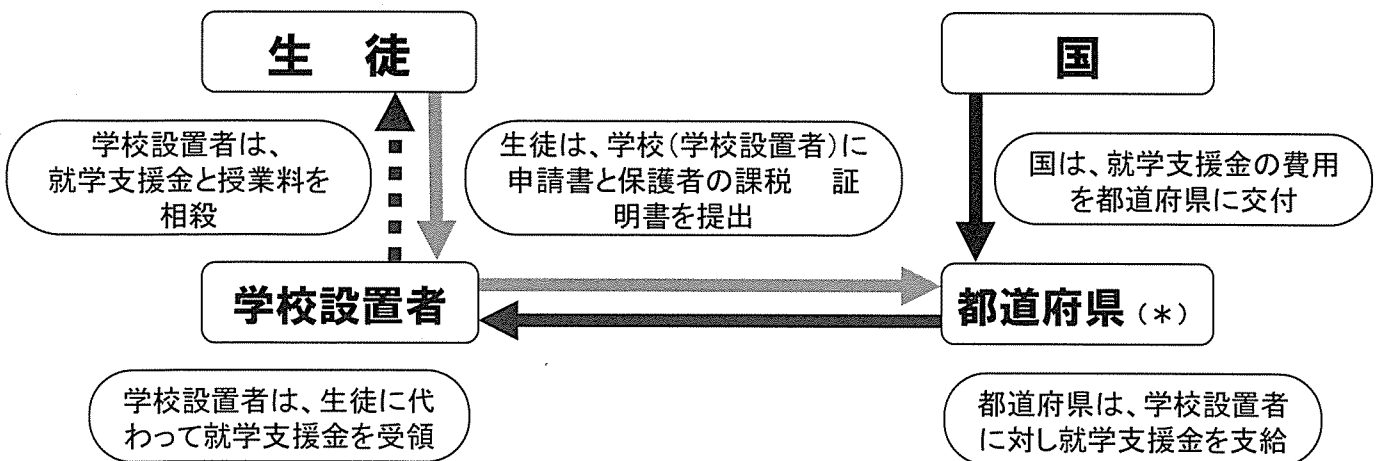
0円(非課税)(年収250万円未満程度)	2.5倍（全日制の場合24,750円/月）
～5万1300円未満(年収250～350万円程度)	2倍（全日制の場合19,800円/月）
～15万4500円未満(年収350～590万円程度)	1.5倍（全日制の場合14,850円/月）

- 新制度は、平成26年4月以降に入学する方が対象です。平成25年度までに高校等に在学されている方は、旧制度（※2）が適用されます。

※1 市町村民税所得割額は、保護者（親権者）の合算により判断します。また、年収は保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の目安です。

※2 公立高校は授業料不徴収制度、私立高校等は就学支援金制度（全日制で年収250万円未満の世帯は月額19,800円、年収250～350万円の世帯は月額14,850円、年収350万円以上の世帯は月額9,900円が支給される制度）が適用されます。所得制限や、私立高校等の低所得者への就学支援金の加算を現行制度以上に拡充する部分は適用されません。

就学支援金支給の流れ



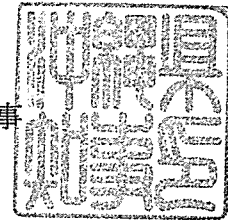
*都道府県立高校の場合は、学校設置者＝都道府県となります。また、国立高校の場合は、国から学校設置者へ直接支給されます。



教 教 第 1214号
平成26年 2 月 6 日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

平成26年2月沖縄県議会（定例会）に提出予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例